

工事情報共有システム実施要領

京都府建設交通部指導検査課

(趣旨)

第1条 この本要領は、建設交通部が発注する土木工事等（営繕課所管事業工事を除く）
において、ASP方式の工事情報共有システムの活利用により、更なる受発注者間
の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの実施に必要な
事項を定めたものである。

(対象工事)

第2条 建設交通部が発注する、原則全ての土木工事等（営繕課所管事業を除く）を対象
とする。

(システム利用の対象とする書類)

第3条 特記仕様書情報共有システムのワークフロー機能の利用は、設計図書における
「土木工事書類一覧表」の定める書類を対象とありとする。

(工事情報共有使用するシステム)

第4条 国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件対応
状況」に記載されているシステムのうち、必須機能全てに対応したシステム提供者
使用する工事情報共有システムは、別紙のシステム事業者の中から受注者が選択す
ることとする。

ただし、「コリンズファイルインポート機能」、「帳票スケジュールデータ連携機
能」、「3次元データ等表示機能」は必須機能として扱わないものとする。

また、必須機能について部分的な実装がされているシステムを使用する場合は、
当該工事に支障を及ぼさないことを受注者から事前に説明し、監督員の承諾を得る
こととする。

なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者
が直接行うこととする。

(システム利用料)

第5条 工事情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料等)は、工事費の
共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。

~~（設計図書への明示）~~

~~第5条 特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。ただし、維持修繕工事及び小規模工事等において、工事情報共有システムの使用が適さないものについては、以下の記載はしないものとする。~~

~~（工事情報共有システムの利用）~~

~~本工事は、「工事情報共有システム実施要領」に基づき、受注者がA S P方式の工事情報共有システムを利用することとする。利用しない場合は監督員の承諾を得るものとする。~~

（附則）

本要領は、令和2年10月 1日から施行する。

改定 令和6年 4月 1日